



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



税関における知的財産侵害物品 の水際取締りについて

財務省 東京税関 業務部

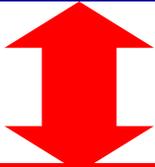
総括知的財産調査官

平成25年1月

本文書についてのご照会は、総括知的財産調査官
小林（茂）〔TEL 03-3599-6368〕にお願いします。

日本税関の機構

財務省関税局



総括知的財産調査官
(知的財産センター)

知的財産センターは、統一的な法律の適用と執行を確保するため、全国税関の調整、助言等を行っている。

函館税関

東京税関

横浜税関

沖縄税関

長崎税関

神戸税関

大阪税関

名古屋税関

門司税関

知的財産調査官等の機構

財務省

関税局業務課
知的財産調査室

- 取締りに関する企画・立案
- 関係機関との連絡・調整

税 関

総括知的財産調査官

- 統一的な輸入差止申立、
認定手続等のための調査等

本関知的財産調査官
各税関の本関に配置

- 輸入差止申立等の審査、受理
- 侵害疑義物品に係る認定手続
- 侵害物品の没収に関する事務等

署所知的財産調査官
知的財産担当官

各税関の本関・署所に配置 全国で117官署

- 侵害疑義物品に係る認定手続
- 侵害物品の没収に関する事務等

通関担当

商業貨物、郵便物、携帯品の審査・検査・貨物確認

水際取締り制度の沿革

I. 明治以来の関税定率法の下での取締り

明治32年(1899年) 旧関税定率法施行

「特許意匠商標及版權ニ関スル帝国ノ法律ニ違反シタル物品」は輸入禁制品
他の法律(実体法)における規制を受けて輸入禁制品として規定

職権による取締り→公益の保護

II. TRIPS協定を受けた関税定率法の大幅改正〔平成7(1995)年1月施行〕

権利者からの申立てに基づく取締りを可能とする制度を導入

III. 国家戦略としての知的財産立国へ向けた取組みの開始

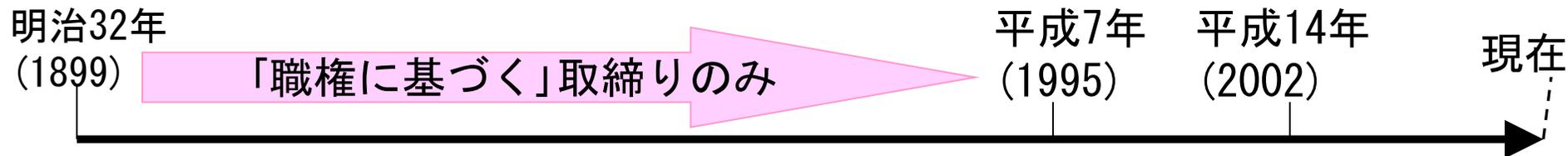
(平成14年(2002年)総理施政方針演説)

平成14年(2002年) 知的財産戦略会議→知的財産戦略大綱

平成15年(2003年) 知的財産戦略本部→知的財産推進計画

関税定率法、関税法を改正し、
取締り強化

以降、毎年「知的財産推進計画20●●」を策定



水際取締りの対象となる知的財産

差止申立制度とは、

知的財産を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入又は輸出されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てる制度（関税法第69条の13、第69条の4）

関税法第69条の11（輸入してはならない貨物）第1項第9・10号

輸入差止申立て

情報提供



輸出差止申立て

関税法第69条の2（輸出してはならない貨物）第1項第3・4号

【知的財産の概要】



※著作隣接権には、還流レコード防止措置を含む。

税関の知的財産侵害物品の水際取締り制度の目的

① 公益の保護

～ 正当な経済活動を保護する必要性

② 健康・安全への脅威の除去

～ 偽造医薬品、電気部品等の流布

③ 組織犯罪への加担の防止

我が国警察の知財侵害物品検挙事件(2010年)での暴力団関与率は5.5%(件数ベース)

出典：2011年2月 警察庁発表資料

輸入してはならない貨物 (関税法第69条の11第1項)

- ① 麻薬、覚せい剤等
- ② けん銃、銃砲弾等
- ③ 爆発物
- ④ 火薬類
- ⑤ 化学兵器原料等、病原体
- ⑥ 貨幣、郵便切手又は有価証券等の偽造品等、キャッシュカード、クレジットカード
- ⑦ わいせつ物品
- ⑧ 児童ポルノ
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号又は第11号に掲げる行為を組成する物品

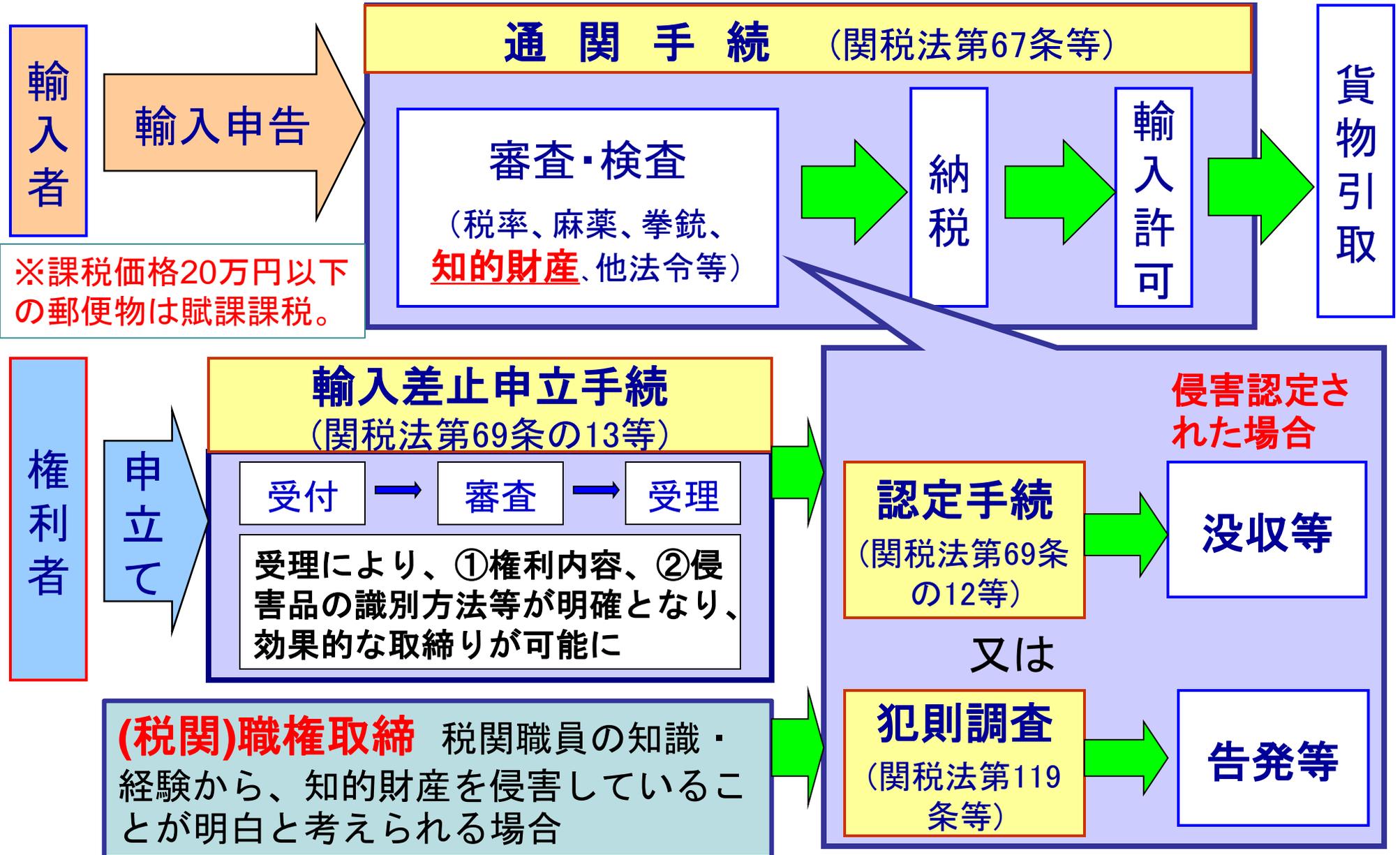
特許法、商標法、等の個々の知的財産法において、「侵害」とは何かを定義。

輸出してはならない貨物 (関税法第69条の2第1項)

特許法、商標法、等の
個々の知的財産法にお
いて、「侵害」とは何か
を定義。

- ① 麻薬、覚せい剤等
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、
著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号
まで、第10号又は第11号に掲げる行為を組成す
る物品

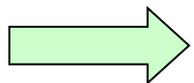
一般的輸入手続及び認定手続について



輸入差止申立制度とは、

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

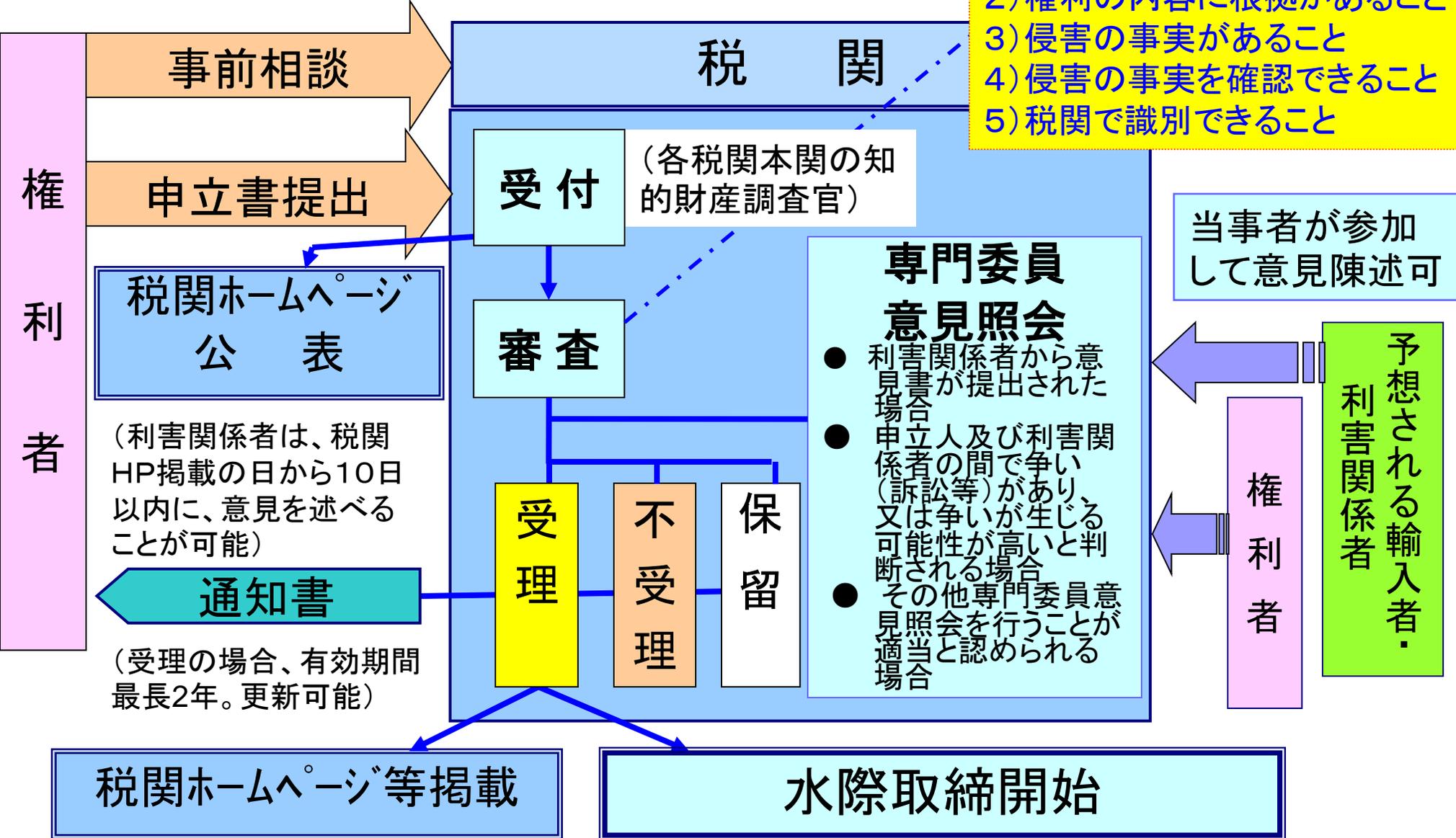
第69条の13 特許権者、実用新案権者、意匠権者、**商標権者**、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、**商標権**、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの**税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長(以下この条及び次条において「申立先税関長」という。)**又は他の税関長が**認定手続を執るべきことを申し立てることができる**。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第2条第1項第1号(定義)に規定する商品等表示であって当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。



申し立てる内容は、差止めることではなく、「**認定手続を執ること**」

輸入差止申立手続のフロー図

- 〔受付・審査〕**
- 1) 権利者であること
 - 2) 権利の内容に根拠があること
 - 3) 侵害の事実があること
 - 4) 侵害の事実を確認できること
 - 5) 税関で識別できること



認定手続規定

関税法第69条の12第1項

税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第69条の20までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。

◎権利者が許諾すれば、たとえ「ニセモノ」であっても侵害物品とはならない。

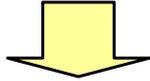
⇒モノだけでは判断できず、種々の事情を勘案する必要があるため、手続保障の観点から、証拠・意見の提出の機会を与えた上で、認定手続を実施。

関税法第69条の11第2項

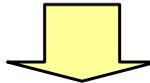
税関長は、前項第1号から第6号まで、第9号又は第10号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

認定手続のフロー

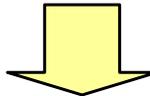
輸 入 申 告 (呈示)



税 関 検 査



侵害疑義物品を発見



認定手続開始

① 開始通知 (関69条の12)

・ 貨物点検 (関69条の13④)

② 意見陳述・証拠提出 (関令62条の16)

・ 特許庁等
意見照会
・ 専門委員
意見照会

該否認定 (関69条の12)

1
か
月
以
内
を
目
途

認定手続の簡素化

〔対象〕 差止申立てのある商標権・著作（隣接）権・育成者権侵害疑義物品又は不正競争防止法違反疑義物品

(認定手続を執ることの申立て)

知的財産侵害疑義物品の発見

権利者・輸入者に認定手続の開始通知

輸入者に対し争う意思がある場合には、10執務日以内にその旨を書面で提出すべき旨を併せて通知

輸入者が争う意思を示さない場合

輸入者が争う意思を示す場合

★権利者・輸入者から証拠・意見の提出

侵害の該否を認定

「侵害」と認定

「非該当」と認定

没収等

通関

関税法施行令(第62条の16第4項第5号)

輸入差止申立て件数(平成19年～平成23年)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比	構成比	新規
特許権		17	17	21	16	16	100.0%	2.4%	6
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—	0
意匠権		47	54	57	66	65	98.5%	9.9%	15
商標権		144	146	158	180	193	107.2%	29.6%	33
著作権		32	40	55	65	82	126.2%	12.6%	18
著作隣接権		350	427	301	303	289	95.4%	44.3%	75
育成者権		1	1	1	1	1	100.0%	0.1%	0
違反物品 不正競争防止法	周知表示混同惹起品	1	4	5	6	7	116.7%	1.1%	1
	著名表示冒用品	0	0	0	0	0	—	—	0
	形態模倣品	0	1	0	0	0	—	—	0
	技術的制限手段回避装置	—	—	—	—	0	—	—	0
合 計		591	690	597	636	652	102.5%	100.0%	148

(注1)各年12月31日時点において有効な輸入差止申立ての件数を示しています。

(注2)「新規」は、新たに輸入差止申立てが行われ、平成23年中に受理された件数を示しています。

(注3)1件の申立てにつき複数の知的財産に係るものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注4)著作隣接権は、商業用音楽CD(著作権法第113条第5項において還流防止措置の対象となっているもの)に係る申立てです。

輸入差止申立ての例示

(参考) 税関が受理している輸入差止申立ての例 (写真は全て真正品)

<p>株式会社GSユアサ オートバイ用バッテリー(特許権)</p> 	<p>三和紙工株式会社 自動おしぼり製造機(特許権)</p> 	<p>任天堂株式会社 電子ゲーム機用操作器及びその付属品(意匠権)</p> 
<p>株式会社タニタ 電子秤(意匠権)</p> 	<p>財団法人日本サッカー協会 レプリカジャージ(商標権)</p> 	<p>株式会社タマス 卓球用ユニフォーム(商標権)</p> 
<p>牧直弘 ストレッチ運動用器具(商標権)</p> 	<p>ソフトバンク株式会社 携帯電話用 AC アダプタ(商標権)</p> 	<p>株式会社スタジオジブリ フィギュア(著作権)</p> 
<p>日本テレビ放送網株式会社 DVD(著作権)</p> 	<p>熊本県 いぐさ(育成者権)</p> 	<p>カバヤ食品株式会社 トートバッグ(不正競争防止法)</p> 

税関における水際取締り対策例

- ・権利者に対する輸出入差止申立ての恣憑
効率的な取締りが可能。(税関)
簡便かつ迅速な認定手続が可能。(権利者)
- ・権利者等からの情報収集強化
- ・差止申立人による識別研修(全国の税関で実施)
- ・業界団体等における講演
- ・日本弁理士会等との意見交換
- ・差止実績のプレスリリース(年2回)

●密輸110番[0120-461-961 フリーダイヤル]は、麻薬等社会悪に限らず、知的財産侵害物品輸出入等の情報も、24時間受け付けています。

財務省の知的財産政策(対応策)

財務省では、世界的に拡散する知的財産侵害物品の水際取締りに対応するためにACTAや外国税関当局との連携にも積極的に取り組んでいます。また、国内関係省庁と連携しながら、税関における効果的な水際取締りを進めています。

●ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)

- 2010年12月に交渉妥結(交渉参加国:11か国・地域)
- 2011年10月に署名(署名参加国:日本以下8か国・地域)
- 2012年1月に署名(署名参加国:EU及びEU加盟国22か国)

●外国税関当局との連携

- 日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会の開催、
日中韓3か国税関による情報交換
- WCO(世界税関機構)との連携(発展途上国への技術協力活動)

●関係省庁との連携

- 「知的財産推進計画」(知的財産戦略本部策定)に係る取組み
 - 「アクセスコントロール回避規制の強化」(担当府省:文部科学省、経済産業省、財務省)
財務省では、不正競争防止法(経済産業省所管)の改正を踏まえ、アクセスコントロール等回避機器を「輸出入してはならない貨物」に追加。2011年12月1日から取締り開始
- 特許庁との連携**(税関職員と特許庁職員の相互研修、啓発活動の連携等)



FAKE ZERO PROJECT

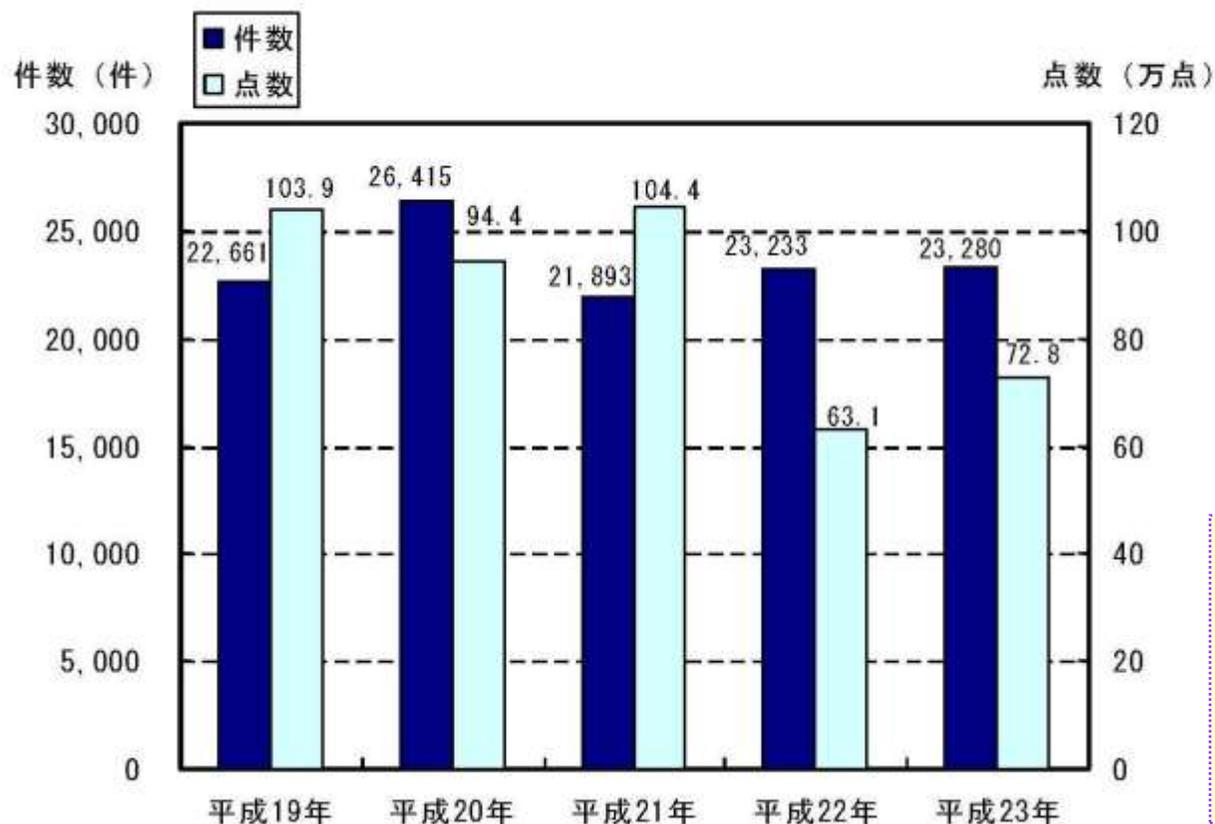
China Customs Japan Customs Korea Customs



知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成19年～平成23年）

5年連続で輸入差止件数が2万件を超過
1日平均60件以上、約2,000点を差止め

知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成19年～平成23年）



●平成23年の差止件数は23,280件で、1日平均60件以上を差止めている。

●平成23年の差止点数は728,234点で、1日平均約2,000点を差止めている。

●前年比で点数が増加したのは、衣類や家庭用雑貨の差止めの増加が要因。

[備考]平成24年1～9月の知的財産侵害物品の差止実績については税関ホームページ参照
www.customs.go.jp/mizugiwa/chitekiki/pages/g_001.htm

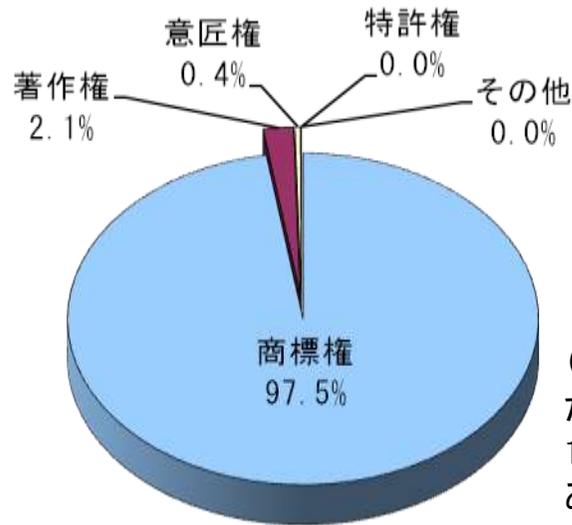
中国来の知的財産侵害物品の差止件数シェアが更に増加。 2年連続で9割を超過



- 平成23年における中国来の輸入差止件数は21,235件と引き続き高水準で推移し、構成比率は2年連続で90%超。
- 輸入差止点数は、中国来が558,522点(構成比76.7%、前年比8.3%増)と増加。
- 件数・点数とも香港来の構成比が増加するも、前年に引き続き中国来の構成比が高く、中国来への一極化が進んでいる。

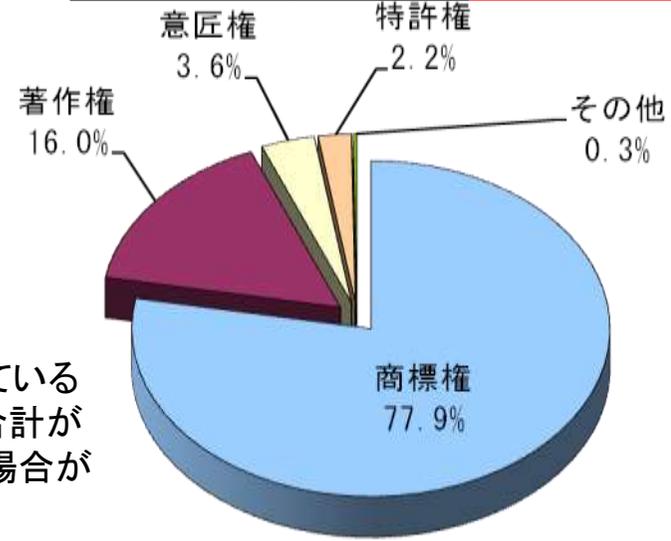
【知的財産別輸入差止実績】

平成23年の知的財産別
差止実績構成比(件数ベース)



(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

平成23年の知的財産別
差止実績構成比(点数ベース)



●最近の知的財産別輸入差止については、件数及び点数ともに商標権侵害物品が大半を占め、著作権、意匠権がそれに続くという傾向。

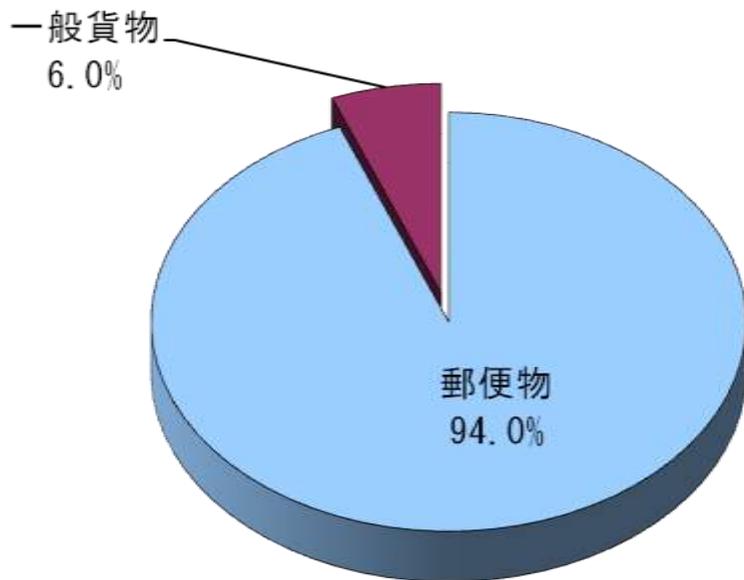
●平成23年の輸入差止件数は、偽ブランド品の商標権侵害物品が22,843件(構成比97.5%、前年比0.7%減)で全体の大半を占め、次いでキャラクターグッズ等の著作権侵害物品が484件(同2.1%、同77.3%増)。

●平成23年の輸入差止点数は、商標権侵害物品が567,107点(構成比77.9%、前年比 9.2%増)、次いで著作権侵害物品が116,662点(同16.0%、101.6%増)。

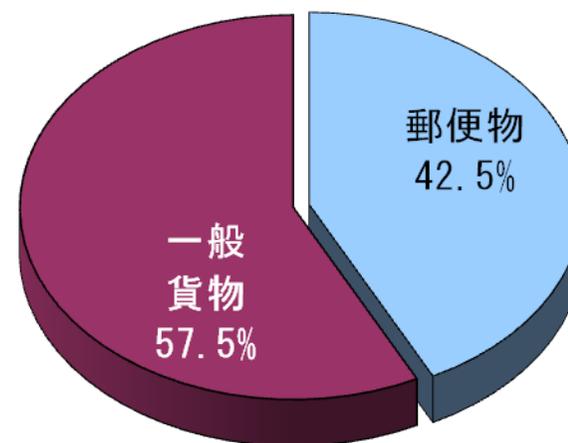
●平成16年以来7年ぶりに、育成者権侵害物品を差止め。

【輸送形態別輸入差止実績】

平成23年の輸送形態別
差止実績構成比(件数ベース)



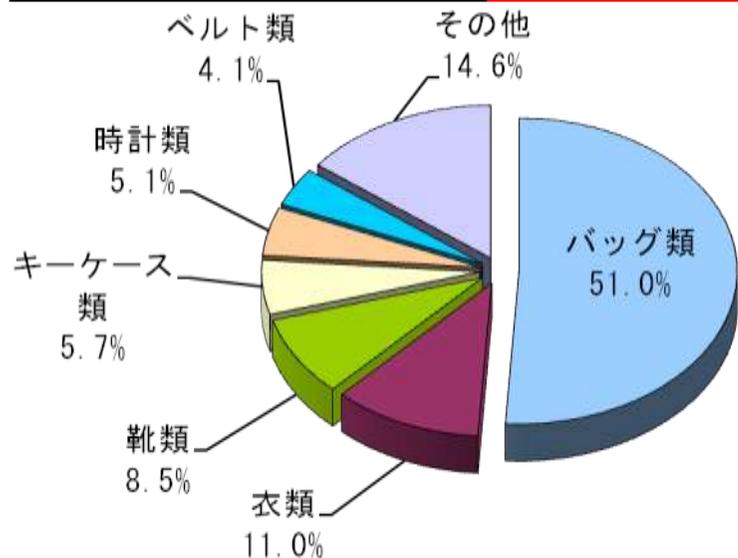
平成23年の輸送形態別
差止実績構成比(点数ベース)



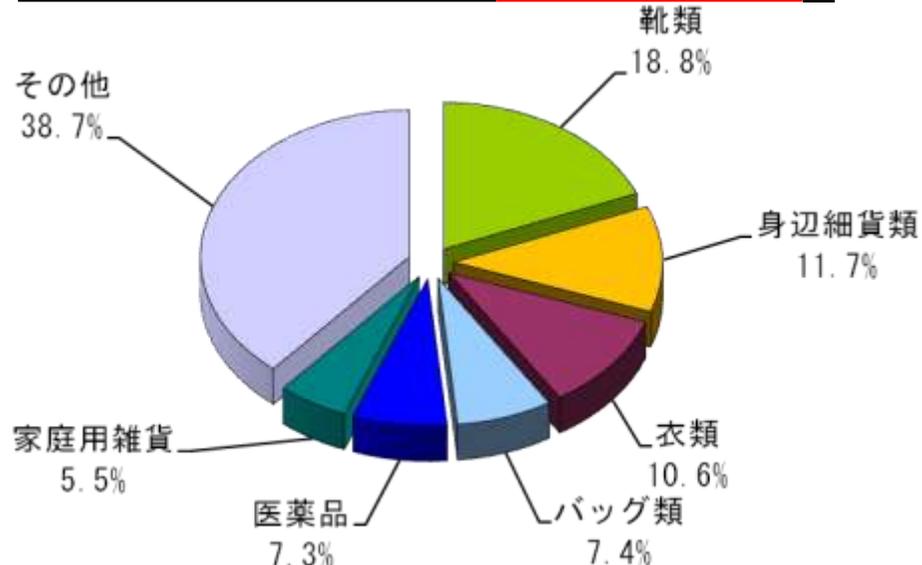
- 最近の輸入形態の傾向は、郵便物が全体の件数の90%超を占める高水準で推移。
- 平成23年の輸入差止件数は、例年同様、郵便物が大半を占めており、郵便物が21,891件(構成比94.0%)、一般貨物が1,389件(同6.0%)。
- 平成23年の輸入差止点数は、郵便物が309,706点(構成比42.5%)、一般貨物が418,528点(同57.5%)。

【品目別輸入差止実績】

平成23年の品目別
差止実績構成比(件数ベース)



平成23年の品目別
差止実績構成比(点数ベース)



- 最近の品目別輸入差止件数は、バッグ類、衣類が大半を占める傾向。
- 平成23年の輸入差止件数は、ハンドバッグや財布などのバッグ類が14,441件と全体の51.0%を占め、次いで衣類が3,125件(構成比11.0%)、靴類が2,403件(同8.5%)。
- 平成23年の輸入差止点数は、靴類が136,940点と全体の18.8%を占め、次いで身辺細貨類が84,858点(構成比 11.7%)、衣類が77,460点(同10.6%)と。また、消費者の安全を脅かす危険性のある医薬品が53,154点(構成比7.3%、対前年同期比31.9%増)、家庭用雑貨が39,695点(同5.5%、82.3%増)。

品目別輸入差止実績(点数)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比	構成比
靴類	48,325	51,504	25,908	165,943	136,940	82.5%	18.8%
身辺細貨類	36,510	25,636	79,668	84,216	84,858	100.8%	11.7%
衣類	80,915	81,288	112,193	44,825	77,460	172.8%	10.6%
バッグ類	259,377	140,560	71,947	46,415	54,015	116.4%	7.4%
医薬品	96,591	94,684	84,672	40,285	53,154	131.9%	7.3%
家庭用雑貨	-	-	28,387	21,773	39,695	182.3%	5.5%
帽子類	22,892	15,718	23,202	37,163	29,476	79.3%	4.0%
携帯電話及び付属品	20,939	26,730	14,729	10,838	28,080	259.1%	3.9%
衣類付属品	102,358	132,810	64,878	47,874	17,302	36.1%	2.4%
コンピュータ製品	4,797	40,780	14,369	17,680	13,661	77.3%	1.9%
バッグ類付属品	25,639	8,977	2,869	7,448	13,040	175.1%	1.8%
CD、レコード類	1,468	34,624	67,361	7,406	9,695	130.9%	1.3%
時計類	11,458	19,645	5,321	4,371	7,231	165.4%	1.0%
キーケース類	36,431	35,696	8,164	8,675	6,875	79.3%	0.9%
電気製品	192	10	6,209	9,980	4,886	49.0%	0.7%
上記以外の品目	291,466	235,379	434,145	75,796	151,866	200.4%	20.9%
(うち、煙草及び喫煙用具)	(3,619)	(98,611)	(259,546)	(321)	(624)	(194.4%)	(0.1%)
合計	1,039,358	944,041	1,044,022	630,688	728,234	115.5%	100.0%

税関で輸入を差し止めた事例①

ストラップ(著作権)



ベルト状電気振動マッサージ器
及びその付属品(商標権)



税関で輸入を差し止めた事例②

スパークプラグ(商標権)



メモリーカード(商標権)



バッテリーパック(商標権)



自動車部品やバッテリーパックなどの侵害品は、その使用により事故等が発生する危険性があります。

最近の告発事例

事例1 商標権を侵害する錠剤(偽バイアグラ)の密輸入事犯

平成23年2月、名古屋税関は、台湾から商標権を侵害する錠剤(偽バイアグラ)等約1,000点を密輸入しようとした日本人男性等を関税法違反で告発。



最近の告発事例

事例2 商標権を侵害する履物の密輸入事犯

平成23年6月、名古屋税関は、マレーシア等から商標権を侵害する履物約2,000点を密輸入しようとした日本人男性等を関税法違反で告発。



知的財産侵害物品の廃棄状況



●密輸110番〔0120-461-961 フリーダイヤル〕は、麻薬等社会悪に限らず、知的財産侵害物品輸出入等の情報も、24時間受け付けています。

税関ホームページ:「税関による知的財産侵害物品の取締り」の閲覧

www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm



税関ホームページ【www.customs.go.jp】から「知的財産侵害物品取締り」を閲覧になれます。



スクロールしてください

「知的財産侵害物品ニセモノは認めない」をクリックしてください



税関の知的財産侵害物品取締りに関する照会先

差止申立てを始め、税関の知的財産侵害物品の取締り制度の照会は、知的財産センター（東京税関業務部総括知的財産調査官）、または、各税関・業務部知的財産調査官にお願いします。

- ◎ 知的財産センター
（東京税関業務部総括知的財産調査官） 03-3599-6260
- ◎ 函館税関 ・業務部知的財産調査官 0138-40-4254
- ◎ 東京税関 ・業務部知的財産調査官 03-3599-6369
- ◎ 横浜税関 ・業務部知的財産調査官 045-212-6116
- ◎ 名古屋税関・業務部知的財産調査官 052-654-4116
- ◎ 大阪税関 ・業務部知的財産調査官 06-6576-3318
- ◎ 神戸税関 ・業務部知的財産調査官 078-333-3156
- ◎ 門司税関 ・業務部知的財産調査官 050-3530-8366
- ◎ 長崎税関 ・業務部知的財産調査官 095-828-8664
- ◎ 沖縄地区税関・知的財産調査官 098-862-9281

●密輸110番〔0120-461-961 フリーダイヤル〕は、麻薬等社会悪に限らず、知的財産侵害物品輸出入等の情報も、24時間受け付けています。